

函館市監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第5項の規定に基づき，土木部を対象として，随時監査（工事監査）を実施したので，その結果を同条第9項の規定により，別紙のとおり公表する。

平成30年5月18日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 芥 藤 明 男

函館市監査委員 松 宮 健 治

## 平成29年度 随時監査（工事監査）結果報告書

### 1 監査の対象

工事名 小田島川都市基盤河川改修工事（その2）  
工事担当部局 土木部  
予算主管部局 土木部  
契約担当部局 土木部

### 2 監査の期間

平成29年11月16日から平成30年2月26日まで

### 3 監査の実施内容

監査にあたっては、上記対象工事が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているかについて、監査項目を定め、都市監査基準に基づき、諸帳簿、設計図書等関係書類の検査のほか、関係職員から説明を聴取し、現地調査を行った。

工事技術面の調査については、公益社団法人大阪技術振興協会へ委託し、平成29年11月16日・17日に実施した。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

#### （1）設計

ア 事業目的に適合した設計となっているか。

イ 仕様書、図面および設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。

#### （2）積算

ア 歩掛および単価は適正か。

イ 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。

#### （3）契約

ア 契約の方法および手続は適正か。

イ 契約書、見積書等関係書類および帳簿は確実かつ的確に整備されているか。

#### (4) 施工

- ア 工事施工計画は適正か。
- イ 設計図書どおり施工されているか。
- ウ 工程管理および品質管理は適正に行われているか。

#### 4 工事の概要

工事場所 函館市昭和町22番

工事内容 施工延長 L = 243.0m

河川土工 1 式

法覆護岸工 コンクリートブロック積 A = 517㎡

緑化ブロック L = 141m

法面工，付帯道路工，構造物撤去工，仮設工 1 式

請負金額 設計変更前 123,012,000円

設計変更後 126,997,200円

変更の理由については，受注者から当該工事請負契約約款第18条第1項に基づき施工条件の確認請求があり，調査の結果，設計図書の変更を行ったため。（コンクリートブロック積護岸の施工にあたり，地下水量が想定よりも多かったため。）

請負業者 株式会社 河野組

工期 平成29年9月19日から平成30年3月20日まで

#### 5 監査の結果

監査の対象とした工事は，適正に執行されていた。